



環 政 第 7 3 4 号

平成 7 年 2 月 2 0 日

(環 境 政 策 課 扱 い)

農政部長 殿

保健環境部長

鹿児島県浄化槽事務取扱要領の一部改正について（通知）

浄化槽行政の推進については、日頃から御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、県では鹿児島県浄化槽事務取扱要領（以下「要領」という。）の規程により、浄化槽の設置等の届出の際に、浄化槽放流水の放流先管理者等からの放流同意書を添付させておりましたが、設置届出等に当該同意書の添付を義務付けることは、厚生省等関係省庁から違法であるとの見解が示されております。

については、平成7年2月20日付けで要領を改正するとともに、市町村長及び保健所長に対しても別添写しのとおり通知したことをお知らせします。

なお、浄化槽管理者が浄化槽放流水を農業用水路等に放流しようとする場合には関係者と十分に協議し、その同意を得るよう今後とも指導して参る所存でありますので、浄化槽行政への御協力方をお願いします。

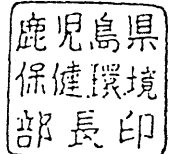
環 政 第 7 3 4 号

平成7年 2月20日

(環境政策課扱い)

各保健所長 殿

保健環境部長



鹿児島県浄化槽事務取扱要領の一部改正について（通知）

鹿児島県浄化槽事務取扱要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、浄化槽の設置等の届出の際に、浄化槽放流水の放流先管理者等からの放流同意書を添付させておりましたが、設置届出等に当該同意書の添付を義務付けることは、厚生省等関係省庁から違法であるとの見解が示されています。

については、平成7年2月20日付けで要領を別紙のとおり改正し、以後の浄化槽設置等の届出に当たっての放流同意書の添付は廃止しますので、その取扱いについて適切に対処してください。

なお、このたびの放流同意書の添付の廃止は、言うまでもなく、放流先管理者等に無断で浄化槽放流水を放流することを是認するものではないので、浄化槽の設置者等に対しては、今後とも放流先管理者等と事前に十分協議を行うよう指導してください。

また、市町村長へは別添写しのとおり通知しましたので、指導についてよろしく申し上げます。

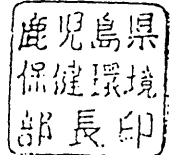
環 政 第 7 3 4 号

平成7年 2月20日

(環境政策課扱い)

各市町村長 殿

保健環境部長



鹿児島県浄化槽事務取扱要領の一部改正について（通知）

本県の浄化槽行政につきましては、格別な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では鹿児島県浄化槽事務取扱要領（以下、「要領」という。）により、浄化槽の設置等の届出の際に、浄化槽放流水の放流先管理者等からの放流同意書を添付させておりましたが、設置届出等に当該同意書の添付を義務付けることは、厚生省等関係省庁から違法であるとの見解が示されております。

ついては、平成7年2月20日付けで要領を別添のとおり改正し、以後の浄化槽設置等の届出に当たっての放流同意書の添付は廃止しますので、その取扱について適切に対処されるようお願いいたします。

なお、この度の放流同意書の添付の廃止は、言うまでもなく、放流先管理者等に無断で浄化槽放流水を放流することを是認するものではないので、浄化槽の設置者等に対しては、今後とも放流先管理者等と事前に十分協議をするよう御指導くださるようお願いいたします。

鹿児島県浄化槽事務取扱要領の改正

『第3章 設置基準等

第1節 設置手続等

2 添付図書

(1) ク 放流に関する承諾書 を削除し、ケをクに繰り上げる。

(2) サ 放流に関する承諾書 を削除し、シをサに繰り上げる。

(参考) 要領の新旧対照表

項目	旧	新	備考
第3章			
第1節			
2			
(1)	ク 放流に関する承諾書 ケ 紛争処理等に関する誓約書 (別記様式第6号)	ク 紛争処理等に関する誓約書 (別記様式第6号)	
(2)	サ 放流に関する承諾書 シ 紛争処理等に関する誓約書	サ 紛争処理等に関する誓約書	